

商品概要説明書

J Aマイカーローン（協会保証）

（令和8年4月1日現在）

商品名	J Aマイカーローン（協会保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒内定者で、入社月の 6 か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。○生活の本拠が定まっている方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買による購入は除きます。①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものに限ります。）。⑥現在お借入中の自動車ローンの借換え資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。なお、お借入時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とし、新卒内定者の場合は 300 万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、初回のご融資日からご融資対象者の入社前月末までの範囲内とします（最大 6 か月）。○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。【変動金利型】お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。														
担保	○不要です。														
保証人	○当J Aが指定する保証機関（鳥取県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	<p>○保証料率は、年0.45%です。</p> <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例:保証料率0.45%の場合)】</p> <table border="1" data-bbox="451 1050 1388 1151"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>2,149</td> <td>6,816</td> <td>11,120</td> <td>15,340</td> <td>21,498</td> <td>31,383</td> </tr> </table> <p>②分割払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	2,149	6,816	11,120	15,340	21,498	31,383
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	2,149	6,816	11,120	15,340	21,498	31,383									
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="525 1429 1335 1675"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.2%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.4%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%	団体信用生命共済（連生）	年0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.4%				
団体信用生命共済名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%														
団体信用生命共済（連生）	年0.3%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.4%														
9大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 <p>年0.5%</p>														
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…0円</p> <p>②一部繰上返済の場合…0円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は0円の条件変更手</p>														

	<p>数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部融資課（電話：０８５８－２３－３０５２）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みの際は、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

ＪＡ鳥取中央